

????????????2012??FIT??
????????????????????????????

??2022????????????
????????????2023????????????????????????????????9?1????????????

Q2????????????????????????????

??kW????????????150?/kW????????????????
??

(参考)発電側基本料金の水準について

- 発電側基本料金の水準については、2015年の全10社費用をベースに簡易に試算した結果として、平均単価（150円程度/kW・月）及び割引単価を目安として提示している。また、これらの単価については、全10社ベースの簡易な試算であることに加え、事業者によって送配電関連費用の構成や料金算定の根拠となる発電側及び需要側のkW構成、発電側の立地状況等が異なるため、実際の負担水準は異なる可能性がある点に留意する必要があると説明してきたところであるが、一方で、事業者からは、来年度に予定されている容量市場の入札や今後の事業計画の参考情報として、発電側基本料金の水準をより詳細に提供してほしいとの声が上がっている。
- 発電側基本料金の課金対象kWについては、需要側の託送契約kWを上回る発電側の逆潮kW分としているところ、現時点では、需要側の託送契約kWと発電側の逆潮kWを紐付けてシステム管理していないため、これらを考慮して課金対象kWを算出することはできない(システム開発が必要)。こうした制約の中で、現時点で可能な範囲で、エリア別にみた発電側基本料金の平均単価を簡易に試算したところ、以下のとおり。

全10社ベースでみた平均単価：150円/kW・月
 エリア別でみた平均単価： 123～169円/kW・月(注)

(注) エリア別でみた平均単価の最小額及び最大額を示している。
 なお、全10社ベースでみた平均単価及びエリア別でみた平均単価ともに、2015年(年度)時点の情報をを用いて簡易に試算したものであり、実際の負担水準は、今後の発電側及び需要側kW構成の変化等により異なる可能性がある点に留意する必要がある。

??123??169?/kW????????????????????????

Q3????????????????????????????

??

??

????????FIT????????????????????

????????????14%??1.5??1.0?/kWh

????????????23%??0.9??0.4?/kWh

????FIT????????????

??

その他の留意点

(送配電買取と小売買取の公平性)

- FIT制度の買取義務者は、FIT制度創設当初は小売電気事業者であったが、改正FIT法以降は送配電事業者である。
- 小売買取との公平性を踏まえ、送配電買取の場合への調整措置を考えるべきではないか。

(スポット市場価格 (=回避可能費用) の上昇)

- 発電側基本料金の導入によって、スポット市場の価格が上昇した場合、回避可能費用の上昇を通じて、小売の転嫁原資が減少すると同時に、国民負担が低減する。この規模を見積もることができれば、賦課金からの補填による調整措置の原資となりうるのではないか。

??

??
??

????????????????????FIT??
?????

??0.5?/kWh????????0.7~1.0?/kWh????????
????????????????????

This entry was posted on Thursday, February 13th, 2020 at 11:30 am and is filed under ???, ????????????

You can follow any responses to this entry through the [Comments \(RSS\)](#) feed. Both comments and pings are currently closed.